

平成30年12月6日

総務委員長

山口まさよし 様


提出者


総務委員 武次良治 


賛成者


総務委員 浅田五郎 

同 梅原和喜 

同 向山宗子 

同 相川和孝 

同 内田隆英 

同 深堀義昭 

同 _____

同 _____

第84号議案 長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例に係る修正案

上記の修正案を、別紙のとおり会議規則第84条の規定により提出します。

「別 紙」

第 8 4 号議案長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例に
対する修正案

長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例の一部を次のように
修正する。

附則第 1 項中「平成 3 0 年 1 1 月 1 日」を「平成 3 1 年 3 月 1 日」に改
める。

附則第 2 項の見出しを「（条例施行後の検討の義務）」に改め、同項中
「市長は」の次に「、この条例の施行後 3 年を経過するまでの間において
」を加える。

修正前	修正後
<p>第1条～第8条（略）</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、<u>平成30年11月1日</u>から施行する。</p> <p>（検討）</p> <p>2 市長は、この条例の施行状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、<u>所要の措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>第1条～第8条（略）</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、<u>平成31年3月1日</u>から施行する。</p> <p>（条例施行後の検討の義務）</p> <p>2 市長は、<u>この条例の施行後3年を経過するまでの間</u>において、この条例の施行状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、<u>所要の措置を講ずるものとする。</u></p>